

平成 28 年度 第 11 回和水町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：平成 29 年 2 月 13 日（月）午前 9 時 00 分から午前 10 時 20 分

2. 開催場所：和水町三加和公民館 2 階研修室

3. 本日の出席委員は次のとおりである。（20 名）

会 長 2 4 番 蒲池 恭一

会長代理者 2 3 番 石原二千郎

委 員	1 番	坂本 政光	3 番	坂本 博文	4 番	石原 由紀
	5 番	鶴 宏遠	6 番	上妻美津子	7 番	戸上 誠一
	8 番	小森田義弘	9 番	浦部 貞彦	1 0 番	吉田 広志
	1 1 番	甲斐 正晴	1 2 番	池田 圭吾	1 3 番	庄山 秀一
	1 4 番	北原 博幸	1 5 番	杉村 幸敏	1 6 番	池田 浩二
	1 7 番	深草 義久	1 8 番	松村 勝徳	2 2 番	高木 義則

4. 本日の欠席委員は次のとおりである。（3 名）

1 9 番	古田 博	2 0 番	上田 憲一	2 1 番	徳永 志誠
-------	------	-------	-------	-------	-------

5. 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名人の氏名

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

議案第 5 号 農地・非農地の判定について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事 務 局 長 石原 忠邦

係 長 渡邊 豊和

主 事 庄山桂太郎

7. 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局（石 原）	1 開 会 それでは定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めたいと思います。まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆さまご起立をお願いします。「おはようございます。」ご着席ください。 それでは、ただ今から平成 28 年度第 11 回和水町農業委員会総会を開会します。
事務局（石 原）	2 会議成立宣言 それでは、会議成立宣言でございます。和水町農業委員会会議規則第 6 条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっております。本日は、23 名中 20 名が出席でございますので、本会議が成立することを宣言いたします。
事務局（石 原）	3 会長挨拶 会長挨拶でございますが、同会議規則第 4 条の規定によりまして、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長におかれましては挨拶のあと、引き続き議事の進行をよろしくお願いいたします。それでは、会長挨拶をお願いします。
会 長（蒲 池）	【会長挨拶】 みなさん、改めまして「こんにちは」。本日はお忙しい中、平成 28 年度第 11 回の農業委員会総会に出席くださいましてありがとうございます。 昨日は、肥後国衆祭りが開催されました、皆さん方参加していただき盛会の内に終了いたしました。前日より雪が降って開催が危ぶみされましたけど、何とか開催でき来場者の近年では多かったのではないのでしょうか？本日は、この後総会終了後、視察研修で山口県宇部市へ伺いますが、総会のみ委員さん方もおられます。研修に参加される委員さんにおかれましては、欠席される方までしっかり研修をしていただき実りのある研修にしたいと思いますので明日まで長丁場になりますがよろしくお願いします。
議 長（蒲 池）	簡単ではございますが、挨拶に代えさせて頂き議事に入らせていただきます。

議長(蒲池)

4 議事録署名人の氏名

それでは、議事録署名委員の指名を行います。和水町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

議長(蒲池)

【異議なしの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、22番 高木委員、23番 石原二千郎委員にお願いいたします。

5 議 事

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局(石原)

失礼します。1ページでございます。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」でございます。

3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認により適合するか否か検討することとなっております。審査基準の項目には、「全部効率利用要件」「農作業従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」の4つの基準があります。

適合するか否かの検討結果については、最後にご説明させていただきたいと思います。

それでは、所有権移転の案件になります。

整番1 譲渡人「焼米の[]」、譲受人「焼米の[]」、土地の所在「焼米字橋詰[]、田、302㎡ 他8筆」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「7,364㎡」、農作業に従事する者「2名」、農機具は「耕うん機 1台」、申請理由は「[]贈与」で、実質的な相続人である叔父への持分移転でございます。

2ページでございます。

整番2 譲渡人「熊本市の[]」、譲受人「東吉地の[]」、土地の所在「東吉地字彦田[]、田、1,053㎡」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「14,139㎡」、農作業に従事する者「3名」、農機具は「トラクター 1台」「田植機 1台」「コンバイン 1台」、申請理由は「贈与」で、姉から妹への移転でございます。

整番 3 譲渡人「東吉地の[REDACTED]」、譲受人「東吉地の[REDACTED]」、土地の所在「東吉地字半田六[REDACTED]」、田、1,618 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「14,139 m²」、農作業に従事する者「3 名」、農機具は「トラクター 1 台」「田植機 1 台」「コンバイン 1 台」、申請理由は「贈与」で、父から娘への移転でございます。

3 ページでございます。賃貸借設定の案件でございます。

整番 1 貸渡人「山十町の[REDACTED]」、借受人「山十町の[REDACTED]」、土地の所在「山十町字坂本[REDACTED]」、田、1,435 m²」でございます。

借受人の経営状況は、新規就農者で水稻と露地なすを作付されます。今回、新規就農給付金の関係で祖母から農地を賃貸借されます。また、利用権設定で農地を 4 反程借りられますので、下限面積要件を満たすことになります。農作業に従事する者「1 名」、農機具は「バインダー 1 台」「ハーベスタ 1 台」、申請理由は「新規就農による規模拡大」でございます。

4 ページでございます。使用貸借権設定の案件になります。

整番 1 貸渡人「下津原の[REDACTED]」、借受人「用木の[REDACTED]」、土地の所在「下津原字牛転[REDACTED]」、田、84 m² 他 6 筆」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「10,051 m²」、農作業に従事する者「1 名」、農機具は「トラクター 1 台」「耕うん機 1 台」、申請理由は「農業者年金受給による再設定」でございます。

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載されました内容及び現地確認等により適合するか否か検討しました結果をご説明させていただきます。

一つが、全部効率利用要件でございます。申請書に基づきまして農業用機械、労働力、技術等から判断しまして、取得後において耕作等の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に農作業常時従事要件でございます。申請書に記載されました耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断いたしますと、基幹的な農作業に常時従事するものと見込まれます。

次に、下限面積要件でございます。農業委員会が定める 30a を上回っております。

最後に、地域との調和要件でございます。取得後においても耕作の内容

や農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和に支障が生じることはないと思われます。以上でございます。

議長(蒲池) 　ただ今、事務局の方から説明がございました。続きまして、現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番1につきまして、10番　吉田委員の報告をお願いします。

10番(吉田) 　はい。整番1について、10番　吉田が説明いたします。
2月2日に、松村委員と私と事務局で現地確認に行っていました。
申請地は、申請者宅周辺の農地で、現況は圃場整備田でした。今後も、農地として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いします。

議長(蒲池) 　はい。ありがとうございました。続きまして、整番2と3につきまして、13番　庄山委員の報告をお願いします。

13番(庄山) 　はい。整番2と3について、13番　庄山が説明いたします。
2月2日に、坂本博文委員と事務局で現地確認に行っていました。
申請地は、譲受人宅周辺の農地になります。現況は耕耘されていました。今後も、農地として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いします。

議長(蒲池) 　はい。ありがとうございました。続きまして、賃貸借権設定の整番1につきまして、3番　坂本委員の報告をお願いします。

3番(坂本博) 　はい。賃貸借権設定の整番1について、3番　坂本博文が説明いたします。
2月2日に、庄山委員と私と事務局で現地確認に行っていました。
申請地は、坂本公民館の東側にある圃場整備田でした。今後も、農地として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いします。

議長(蒲池) 　はい。ありがとうございました。続きまして、使用貸借権設定の整番1につきまして、18番　松村委員の報告をお願いします。

18番(松村) 　はい。使用貸借権設定の整番1について、18番　松村が説明いたします。
2月2日に、吉田委員と私と事務局で現地確認に行っていました。
申請地は、下津原の赤穂原になります。現況は耕耘されていました。今

後も、農地として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いします。

議長（蒲 池） はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。

議案第 1 号につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長（蒲 池） 池田さんに関しては、後から 9 ページの整番 10 で下限面積を超えることになり、この方は新規就農で露地ナスを作付けされる予定です。年齢 40 歳です。新規就農の給付金対象者でもあります。

4 番（石原委員） 賃借権設定の製番 1 は、祖母から賃借されるのですか？

事務局（渡 邊） 確認したのですが、賃借料を払うことになっています。

議長（蒲 池） 他に何かありませんか？ ないようでございますので、採決をしたいと思います。議案第 1 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局（石 原） 5 ページでございます。議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」でございます。

整番 1、申請人「用木の■■■■」、土地の所在地「用木字徳丸■■■■、畑、500 m²」でございます。

転用目的「一般住宅」、事業計画「居宅 1 棟 132.48 m²」、工事期間「平成 29 年 2 月 25 日から平成 29 年 12 月 31 日まで」となっております。

申請人は、町内の借家に居住されていますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたので、実家横の自己所有地に自己専用住宅を建設されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。4条の整番1でございます。

申請の位置につきましては、2ページの管内図及び3ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、4ページが字図で、5ページが配置図となっております。

給水はボーリングによる井戸水で、生活雑排水は敷地内に合併浄化槽を設け、浄化処理後、既存排水路に排水されます。雨水につきましては自然浸透及び余り水は雨水枡により集水し、既存水路に排水されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていただきます。

まず、農地区分でございます。この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成29年12月31日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、北側に農地はありますが、農地から離れたところに建てられるので、日照、通風など、営農上への支障は少ないと考えております。

議長(蒲池)

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がございました。続きまして現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番1につきまして15番 杉村委員の報告をお願いします。

15番(杉村)

はい。整番1について、15番 杉村が説明いたします。

2月2日に、吉田委員と松村委員と私、事務局で現地確認を行ってまいりました。申請地は、申請者の実家横になります。現況は雑種地でした。給水はボーリングによる井戸水で、生活雑排水は合併処理浄化槽を設置し、既存水路に排水されます。雨水につきましては自然浸透及び余り水は集水後、既存水路に排水されます。なんら問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長(蒲池)

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第2号につきまして、皆様方から

何かご質問ございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) ないようでございますので、採決したいと思います。議案第2号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

議長(蒲池) はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局(石原) 失礼します。6ページでございます。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

整番1、譲渡人「千葉県の[REDACTED]」、譲受人「玉名市の[REDACTED]」、土地の所在地「江田字中小路原 [REDACTED]、畑、1692 m²」でございます。

転用目的「建売住宅」、事業計画「建売住宅4棟 413.68 m²」、工事期間「平成29年4月1日から平成30年10月31日まで」となっております。

申請法人は、玉名市で不動産売買及び建築業を営んでおられます。申請地は和水町役場や菊水中学校などの公共施設に近く、県道16号線の沿線で交通の便もよく、上下水道も通っているため、建売住宅を建築販売するために、転用されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。5条の整番1でございます。

申請の位置につきましては、2ページの管内図及び6ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、7ページが字図で、8ページが配置図となっております。[REDACTED]の宅地部分も合せて実施されます。建売区画は4区画で、1区画当たりの面積は全て500 m²未満となっております。また、申請地の北東側は段下になっており、家庭菜園として利用されます。

給水は町上水道に接続し、汚水及び生活雑排水は下水道に接続されます。雨水につきましては自然吸収し、余り水は西側に側溝整備し排水されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていた

だきます。

まず、農地区分でございます。この申請地は和水町役場から 300m 以内の農地ということで「第 3 種農地」に該当し、原則許可になります。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 30 年 10 月 31 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、東側に農地はありますが、農地から離して建売住宅を建築されますので、日照、通風など、営農上への支障は少ないと考えております。

整番 2、譲渡人「中十町の[REDACTED]」、譲受人「中十町の[REDACTED]」、土地の所在地「中十町字宿 [REDACTED]、田、413 m²他 1 筆、合計 田 2 筆 433 m²」でございます。

転用目的「一般住宅」、事業計画「居宅 1 棟 102 m²」、工事期間「許可後から平成 29 年 12 月 31 日まで」となっております。

申請人は、現在両親と同居中ですが、子供の成長に伴い手狭になるため、実家横に一般住宅を建設するために、転用されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。5 条の整番 2 でございます。

申請の位置につきましては、2 ページの管内図及び 9 ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、10 ページが字図で、11 ページが配置図となっております。[REDACTED]については、[REDACTED]への進入路になり、譲渡人との共有名義にされます。

給水はボーリングによる井戸水で、生活雑排水は合併処理浄化槽を設置し、既存水路に排水されます。雨水につきましては自然浸透及び余り水は集水後、既存水路に排水されます。

まず、農地区分でございます。この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第 2 種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書及び融資証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 29 年 12 月 31 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思

われます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、南側に農地はありますが、譲渡人名義の農地であり、同意を取られていますので、なんら問題ないと思います。

整番 3、貸渡人「原口の[REDACTED]」、借受人「原口の[REDACTED]」、土地の所在地「原口字辻 [REDACTED]、畑、329 m²」でございます。

転用目的「太陽光発電施設」、事業計画「太陽光パネル 84 枚 329 m²」、工事期間「許可後から平成 29 年 3 月 31 日まで」となっております。

申請人は、[REDACTED]土地を使用貸借し、太陽光発電施設を整備するため、転用されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。5 条の整番 3 でございます。

申請の位置につきましては、2 ページの管内図及び 12 ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、13 ページが字図で、14 ページが配置図となっております。

太陽光発電施設のため、給水及び生活雑排水はありません。雨水につきましては自然浸透されます。

まず、農地区分でございます。この申請地は菊水インターチェンジから 300 以内の農地ということで「第 3 種農地」に該当し、原則許可になります。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 29 年 3 月 31 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われると思います。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、北側に農地はありますが、夫名義の農地でありますので、なんら問題ないと思います。

議 長（蒲 池）

ただ今、事務局から説明がございました。続きまして現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番 1 につきまして 22 番高木委員の報告をお願いします。

2 2 番（高 木）

はい。整番 1 について、22 番 高木が説明いたします。

2 月 2 日に吉田委員と松村委員、事務局で現地確認を行ってまいりました。

申請地は、[REDACTED]の北東側になります。現況は家を取り壊され、整地されていまして。給水と生活雑排水につきましては町の上

	下水道に接続されます。雨水は自然吸込みとし、余り水は西側に側溝整備し排水されます。東側に農地はありますが、農地から離して建売住宅を建築されますので、日照、通風など、営農上への支障は少ないと考えております。ご審議の程、よろしくお願いします。
議 長(蒲 池)	はい。ありがとうございました。続きまして、整番 2 につきまして、17 番 深草委員の報告をお願いします。
1 7 番(深 草)	はい。整番 2 について、17 番 深草が説明いたします。 2 月 2 日に坂本博文委員と庄山委員、事務局で現地確認を行ってまいりました。 申請地は、中十町公民館の南東側で、申請者の実家の東側になります。現況は庭及び家庭菜園でした。給水はボーリングによる井戸水で、生活雑排水は合併処理浄化槽を設置し、既存水路に排水されます。雨水は自然吸込みとし、余り水は既存水路に排水されます。東側に農地はありますが、親名義の農地なので、なんら問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。
議 長(蒲 池)	はい。ありがとうございました。続きまして、整番 3 につきまして、23 番 石原二千郎委員の報告をお願いします。
2 3 番(石原二)	はい。整番 3 について、23 番 石原二千郎が説明いたします。 2 月 2 日に吉田委員と松村委員、事務局で現地確認を行ってまいりました。 申請地は、菊水インターチェンジの南側になります。現況は野菜畑でした。雨水は自然吸込みになります。北側に農地はありますが、 農地なので、なんら問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。
議 長(蒲 池)	はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第 3 号につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。質問がある方の挙手をお願いします。
議 長(蒲 池)	何かございませんでしょうか。
23 番(石原委員)	整番 3 なんですけれども、南側は 農地でよかったと思いますが、西側の 了解はもらっているのか？光の反射等が心配され

	ますので
4 番（石原委員）	それは、心配ないと思います。
議 長（蒲 池）	事務局で何かありましたら補足説明をお願いします。
事務局（石 原）	添付書類 13 ページで地番 78 番 1 には、既に太陽光発電施設が設置されています。設置された後[REDACTED]からのクレームは聞いておりません。この施設と同様な施設であるため今後ともクレームはないと思っています。
議 長（蒲 池）	申請添付書類では、[REDACTED]は畑となっていますが現況として太陽光が設置されていることを表示しておく必要があったと思います。
事務局（渡 邊）	次回においては、記載漏れないよう気を付けます。
議 長（蒲 池）	他に何かありませんか？
【異議なしの声あり】	
議 長（蒲 池）	ないようでございますので、採決したいと思います。議案第 3 号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
「挙手全員」	
	はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 3 号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することといたします。
	次に、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局（石 原）	失礼します。7 ページでございます。議案第 4 号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」でございます。
	8 ページでございます。賃貸借権設定の案件です。
	整番 1、貸人「原口の[REDACTED]」、借人「瀬川の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「62 歳」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「1 名」でございます。

整番 2、貸人「江田の[REDACTED]」、借人「益城町の[REDACTED]」、利用内容「ベビーリーフ」、借り手の農業経営状況、主な経営作物「ベビーリーフ」でございます。

整番 3、貸人「瀬川の[REDACTED]」、借人「瀬川の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「68 歳」、農作業従事日数「200 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 4、貸人「日平の[REDACTED]」、借人「日平の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「62 歳」、農作業従事日数「200 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 5、貸人「久米野の[REDACTED]」、借人「志口永の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況、主な経営作物「酪農」でございます。

9 ページでございます。

整番 6、貸人「竈門の[REDACTED]」、借人「竈門の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「62 歳」、農作業従事日数「150 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「5 名」でございます。

整番 7、貸人「下津原の[REDACTED]」、借人「志口永の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況は、整番 5 に同じでございます。

整番 8、貸人「焼米の[REDACTED]」、借人「焼米の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「65 歳」、農作業従事日数「200 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 9、貸人「中十町の[REDACTED]」、借人「上十町の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「60 歳」、農作業従事日数「150 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 10、貸人「山十町の[REDACTED]」、借人「山十町の[REDACTED]」、利用内容「水稻・なす」、借り手の農業経営状況、年齢「40 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻・ナス」、農作業従事者数「1 名」、新規就

農でございます。

整番 11、貸人「中十町の[REDACTED]」、借人「中十町の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「53 歳」、農作業従事日数「150 日」、主な経営作物「野菜」、農作業従事者数「1 名」でございます。

10 ページでございます。

整番 12、貸人「板楠の[REDACTED]」、借人「中十町の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 11 に同じでございます。

整番 13、貸人「板楠の[REDACTED]」、借人「板楠の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「64 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻・メロン」、農作業従事者数「1 名」でございます。

整番 14、貸人「平野の[REDACTED]」、借人「平野の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は、年齢「62 歳」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 15、貸人「熊本市の[REDACTED]」、借人「中林の[REDACTED]」、利用内容「栗」、借り手の農業経営状況、年齢「60 歳」、農作業従事日数「180 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「1 名」でございます。

整番 16、貸人「津田の[REDACTED]」、借人「和仁の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「40 歳」、農作業従事日数「280 日」、主な経営作物「ハウスなす」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 17、貸人「中和仁の[REDACTED]」、借人「西吉地の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「40 歳」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 18、貸人「上和仁の[REDACTED]」、借人「西吉地の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 17 に同じでございます。

11 ページでございます。

整番 19、貸人「上和仁の[REDACTED]」、借人「中和仁の[REDACTED]」、利用内容「みかん」、借り手の農業経営状況、年齢「43 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「みかん」、農作業従事者数「3 名」でございます。

12 ページでございます。使用貸借権設定の案件になります。

整番 1、貸人「南関町の[REDACTED]」、借人「津田の[REDACTED]」、利用内容「栗」、借り手の農業経営状況、農作業従事日数「100 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「1 名」でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議長（蒲 池） 整番 10 について新規就農者の[REDACTED]の案件がでましたが、事務局からの補足説明をお願いします。

事務局（石 原） 先程、3 条の整番 1 で祖母から借りられる土地と農用地集積計画の面積と合せて 30 a を超えることとなります。

議長（蒲 池） ただ今、事務局から議案第 4 号について説明がありました。皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

9 番（浦部委員） 整番 16 は、認定後面積が再設定にかかわらず 0 m²となっているのは、おかしいのではないのでしょうか？

事務局（石 原） 個人的には、0 m²となっておりますが、世帯で見た場合は、30 a を超える面積となります。

議長（蒲 池） 個人総面積はどのくらいなるのでしょうか？

事務局（渡 邊） 元々お父さんが借りられていたものを今回息子さん名義で借りられることとなりました。今回再設定となっております。経営は、お父さんとされていきますので世帯での経営面積を入れるべきであったと思いますが、把握洩れいたしておりまして申し訳ございません。親子世帯の経営面積は資料を持ち合わせていませんが、30 a は超えていると思います。

議長（蒲 池） 他に何かありませんか？

14 番（北原委員） 整番 19 の筆 200 k g はどういうことですか？米の 200 k g ですか？

事務局（渡 邊）	申請書によりますと、みかん現物で 200 k g となっています。コンテナ 10 杯分になります。
14 番(北原委員)	また、小作料が 0 円でも申請はしなくてはならないのでしょうか？
事務局（渡 邊）	有料無料に問わず申請していただくことになります。農地を借りられる場合は、農業委員会を通していただくことになります。
議 長（蒲 池）	農業委員会として把握する必要があるため、必ず届けてもらう必要があります。他に何かありますか？
【異議なしの声あり】	
議 長（蒲 池）	それでは、ないようでございますので、議案第 4 号について承認される方の挙手をお願いします。
【挙手全員】	
	ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第 5 号「農地・非農地の判定について」でございます。事務局からの説明をお願いします。
事務局（石 原）	失礼します。別冊でお配りしている議案第5号「農地・非農地の判定について」をご覧ください。 農地法第30条の農地利用状況調査の結果、再生困難な農地については再度現地を確認し、農地に該当するか否かについて判断し、農業委員会総会の議決により判定することになっております。総会で非農地として認められた場合は、所有者等へ非農地通知書を発送し、地目変更登記を行っていただいております。 それでは、別冊でお配りしている議案について説明させていただきます。表紙をめくっていただくと、1ページに集計表を載せております。合計欄をご覧ください。現地確認総数は363筆 300,069㎡、その内、非農地が330筆、275,382㎡、保全管理が28筆 21,338㎡、B農地が5筆 3,349㎡でございます。2ページから地区ごとに個別表を載せております。内容につきましては、現地確認いただいた日ごとに、委員からご報告いただきたいと思います。以上でございます。

議 長 (蒲 池)	5分間休憩します。 【休憩後再開】 休憩前に引き続き会議を続けます。それでは、14番 北原委員から報告をお願いします。
14 番(北原委員)	はい。14番 北原が報告します。 平成29年1月13日に、私と浦部委員と事務局で、中十町地区と板楠地区と上板楠地区の現地確認を行いました。 中十町地区で7筆 24,282㎡、板楠地区で71筆 63,734㎡、上板楠地区で8筆 7,208㎡を非農地として判断しました。
議 長 (蒲 池)	お疲れ様でした。 続きまして、6番 上妻委員から報告をお願いします。
6 番(上 妻)	はい。6番 上妻が報告します。 平成29年1月11日に、私と蘆委員と事務局で、野田地区と大田黒地区の現地確認を行いました。 野田地区で110筆 54,666㎡、大田黒地区で20筆 17,152㎡を非農地として判断しました。B農地については農振農用地の真ん中だったので、農地として残しております。
議 長 (蒲 池)	続きまして、16 番 池田浩二委員から報告をお願いします。
1 6 番(池田浩)	はい。16 番 池田浩二が報告します。 平成 29 年 1 月 16 日に、私と池田圭吾委員と事務局で、中林地区と東吉地地区と西吉地地区と和仁地区と中和仁地区と上和仁地区の現地確認を行いました。 中林地区で14筆 9,016㎡、東吉地地区で20筆 18,727㎡、西吉地地区で41筆 33,984㎡、和仁地区で16筆 27,837㎡、中和仁地区で9筆 6,592㎡、上和仁地区で14筆 12,184㎡を非農地として判断しました。B農地については農振農用地の真ん中だったので、農地として残しました。
議 長 (蒲 池)	はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第 5 号について皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。
14 番(北原委員)	今回 275,382 ㎡の非農地の面積ですが、今年度全体でどのくらいの非農地の面積になりますか？

事務局(石 原) 12 月 83 筆 93,297 m² 1 月 853 筆 632,257 m² 2 月 330 筆 275,382 m² で合計 1,266 筆 1,000,936 m²となりました。

議 長(蒲 池) 他に何か質問はありませんか？

【異議なしの声あり】

議 長(蒲 池) それでは、ないようでございますので、議案第 5 号について承認される方の挙手をお願いします。

【挙手全員】

議 長(蒲 池) ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。

6 報 告

議 長(蒲 池) これで、議事の方は終了いたしました。次に 6 の報告を事務局からお願いします。

事務局(石 原) 総会冊子の 13 ページでございます。中途解約通知書が 2 件提出されています。以上でございます。

7 その他

議 長(蒲 池) 次に、その他でございます。事務局からお願いします。

事務局(石 原) 失礼します。14 ページでございます。

1) 次回総会日 平成 29 年 3 月 7 日(火)午後 1 時 30 分から、
和水町三加和公民館 2 階研修室で行います。

総会終了後、農地中間管理機構(熊本県農業公社)から農地集積について説明があります。

また、この後の視察研修については、総会終了後連絡いたします。

この他 2 月 24 日熊本県農業委員会活動強化推進大会が開催されます。午後 1 時 30 分から午後 4 時まで熊本県県立劇場であります。これに先たち和水町が 2 つ表彰を受けることになっております。1 つは、遊休農地解消部門
非農地判断による表彰です。2 つ目は、情報活動部門で農業新聞購読者数がいずれも県内 1 位となったものです。ぜひ皆さん参加されますよう案内い

たします。当日は午後 12 時に本町玄関にマイクロバスを準備していますので食事を済ませお集まりください。

議 長（蒲 池） それでは、その他で皆様方から何かございませんでしょうか。

13 番(庄山委員) 本日議題で非農地と承認されたものについては、今後どうされますか？

事務局（渡 邊） 本日承認された農地については、各所有者へ非農地通知と併せて、地目変更登記申請書を同封して送付します。前月分については先日送付しております。

議 長（蒲 池） 他に何かございませんか？

【異議なしの声あり】

ないようでございますので、終わりたいと思います。

8 閉 会

ご起立をお願いします。これをもちまして、平成 28 年度第 11 回和水町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 2 2 番

署 名 委 員 2 3 番

会議録調製者	渡邊 豊和
本誌 表紙共	枚